

贈収賄防止基本方針

1. 基本方針

日本ケミコングループは、公正で自由な競争を推進する為に、各国の適用法令・規制を遵守し、贈収賄防止に関する取り組みを徹底することを日本ケミコングループ内外に宣言します。

2. 行動指針

(1) 公務員等またはこれに準じる立場の者に対する贈賄の禁止

日本ケミコングループは、公務員等またはこれに準じる立場の者（以下「公務員等」という）に対して、国内・海外を問わず、自ら直接であるか第三者を通じて間接であるかを問わず、法令及び商習慣に照らして明白かつ確実に許される場合を除き、不正な金銭（ファシリテーション・ペイメントを含む）・贈答・接待その他一切の利益および便益の提供・約束・申し入れを行いません。例外的に、各国の法令及び商習慣に照らして明白かつ確実に許される贈答・接待等の便益を提供する場合には、判断指針を示した社内規程に従い、事前に承認を得ることとします。

(2) 公務員等に該当しない取引先に対する贈答・接待

日本ケミコングループは、国内・海外を問わず、公務員等に該当しない取引先またはその役員・従業員等であっても、各国の法令を遵守の上、商習慣に照らして社会通念上許される場合を除き、贈答・接待等の便益の提供を行いません。また、社会通念上許される場合であっても、判断指針を示した社内規程に従い、事前に承認を得ることとします。

(3) お取引先様からの贈答・接待

日本ケミコングループは、国内・海外を問わず、お取引先様からの社会的儀礼を超える贈答や過剰な接待を受けません。

2021年8月

日本ケミコン株式会社

代表取締役社長 上山典男